

平成27年度

福井県における

労働行政のポイント



ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」



ポジティブ・アクションに取り組んでいます



厚生労働省 福井労働局
労働基準監督署・ハローワーク

平成27年度

福井労働局行政運営方針

福井労働局は、平成27年度の労働行政の運営に当たって、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を一層発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって以下の対策に取り組みます。

主要対策

- I 現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進
- II 安心・安全に働くことのできる労働環境整備
- III 均等・均衡待遇と多様な働き方の実現
- IV 労働保険制度の円滑な運営
- V 個別労働関係紛争の解決の促進
- VI 原子力発電所の停止に伴う嶺南地域に対する雇用対策



女性の活躍促進のシンボルマークです。愛称は「きらら」です。趣旨賛同企業は自由に使えます。



次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた企業が表示できます。☆の数は認定を受けた回数です。



くるみん認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い特例認定を受けた企業が表示できます。

I 現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進

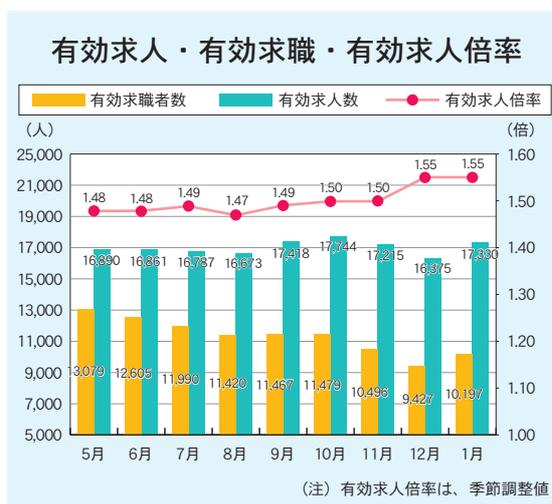
第1 正社員求人確保等によるマッチングを推進します

1 福井県における雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの改善が進んでおり、有効求人倍率は、平成26年平均において1.47倍となり、平成27年1月末では1.55倍となっています。

こうした雇用環境の下、新規求職者に対する就職率（常用）は、平成27年1月末現在で47.3%と全国平均30.7%を大幅に上回っています。

2 早期再就職促進のための取組みを推進します。

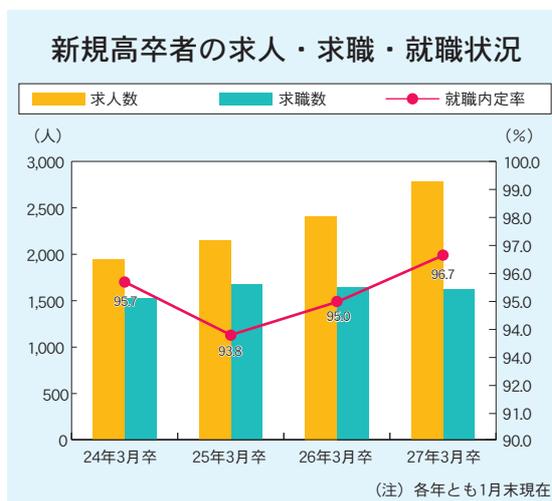
- (1) 求人者支援員等を活用し、正社員求人確保に努めるとともに、きめ細かな相談、求職者の希望に応じた求人情報の提供により、的確なマッチングに努めます。
- (2) 求職者の個々の状況に対応した就職支援を実施します。担当者制職業相談の実施など、就職支援ナビゲーター等による就職支援プログラムなどの個別かつ総合的なサービスを提供し、再就職を支援します。
- (3) 求人者のニーズを踏まえて、積極的な求職者情報等の提供等、より効果的なマッチングに努め、求人充足を図ります。



第2 新規学卒者など若者の就職を支援します

1 学卒ジョブサポーター等を活用して学卒求人確保と学生等に対する職業相談を実施するとともに、学校等の教育機関と密接な連携により、新規学校卒業者に対する就職支援の取組みを強化し、就職を支援します。

2 新規学校卒業者への就職支援として、「福井新卒応援ハローワーク」や「ヤングハローワーク」などの学生等の職業相談窓口において就職を支援し、高卒者に対しては学校との連携を強化するとともに、



求人開拓や就職面接会の開催、就職後の職場定着に向けての個別支援を実施します。

大卒者等に対しても、早期に学生等のニーズの把握に努め、求人情報の提供や機動的な就職面接会の開催等、応募機会の拡大を図ります。

また、若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援宣言企業」の周知や求人確保を行い、就職面接会の開催等による積極的なマッチング支援を実施し、若者の就職支援を推進します。



福井新卒応援ハローワークに「在職者向け相談窓口」を設置し、事業所に関する情報を職業紹介に活用するとともに、若者の職場定着についての支援に努めます。

なお、未就職卒業者には、希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を図るため、トライアル雇用の実施や公的職業訓練等の支援を実施します。

- 3** 正規雇用を目指すフリーター等に対する支援のため、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングに基づく、トライアル雇用奨励金や公的職業訓練の活用促進等により、就職を支援します。



- 4** ワンストップで若者の就職を支援するため、ふくいジョブカフェの取組みの中で、関係機関と連携し、企業説明会や各種セミナー等の開催を行う若年者地域連携事業を実施するとともに、併設するヤングハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等の就職支援を実施します。

- 5** 非正規労働者である若者等の専門的・実践的な教育訓練の受講による中長期的なキャリア形成の促進を図るため、「専門実践教育訓練」の周知・広報に努め、専門実践教育訓練給付金の積極的な活用を促進します。

第3 人材不足分野における人材確保と雇用管理改善を推進します

- 1 人手不足分野における人材確保においては、職場自体の魅力アップ（＝雇用管理改善）を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、あらゆる機会を活用して雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の取組を推進します。
- 2 ハローワーク福井に設置している「福祉人材コーナー」を中心に全ハローワークをあげて、介護・医療等職種への就業を希望する求職者に対する就職支援サービスや当該分野の求人者に対する充足支援サービス等のマッチング促進の取組を積極的に実施します。
さらに、建設人材不足対策として、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底や求職者への求人状況の情報提供等を図る「建設人材確保プロジェクト」を推進します。
- 3 人手不足分野での就職支援を強化するため、公共職業訓練、求職者支援訓練において業界団体と連携し、地域のニーズを取り入れた訓練コースの充実を図ります。

第4 子育てする女性の再就職を支援します

- 1 子育てしながら就職を希望する女性に対して、キッズコーナーやベビーチェア等を設置して子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワーク福井マザーズコーナーやハローワークたけふマザーズコーナーにおいて、きめ細かな就職支援サービスを提供します。
また、地方公共団体等と連携して、保育所・子育て支援情報等も提供します。



- 2 児童等を扶養する母子家庭の母等に対しては、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金や公的職業訓練制度、トライアル雇用奨励金等を活用して、早期の就職を目指します。
また、公的職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努めます。

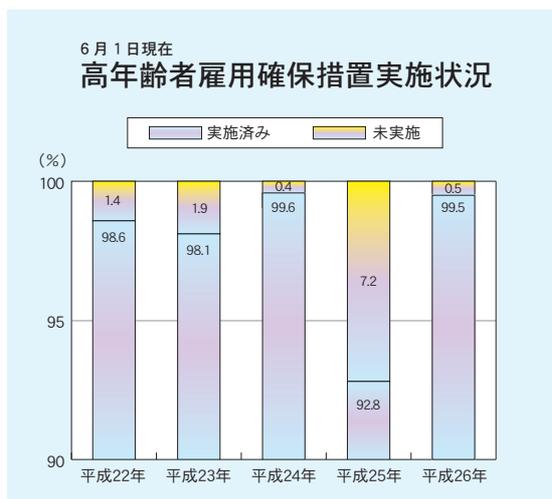
第5 年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指します

- 1 平成26年6月1日現在の高年齢者の雇用状況をみると、「高年齢者雇用安定法」に基づく高年齢者雇用確保措置を実施している県内31人以上規模企業は99.5%（制度改正前の実施済み企業の割合と比較すると6.7ポイント上昇）となっています。

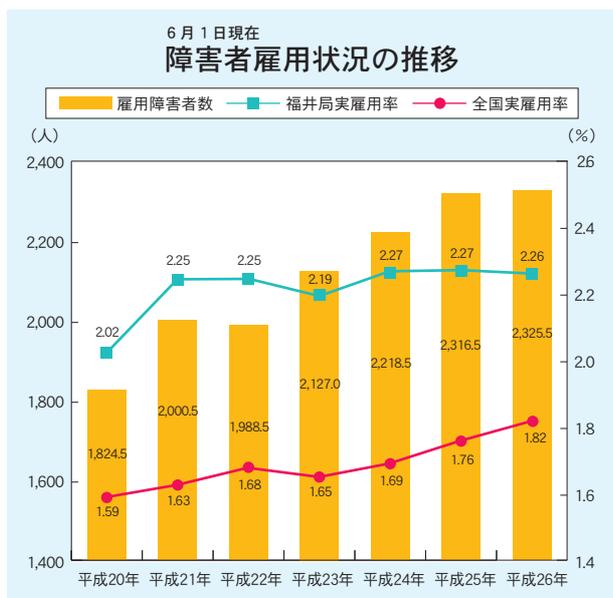
2 「高齢者雇用安定法」に基づく高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して、的確な助言・指導を実施します。

3 生涯現役社会に向けた取組みを行う企業に対する相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を行うほか、民間団体等を活用して高齢者に対する高齢期を見据えた職業生活設計等の相談援助を実施します。

4 各種助成金の活用等により、高齢者の再就職の援助・促進を進めます。



第6 障害者へのきめ細かな就労支援を行います



1 平成26年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率は2.26%（全国1.82%）と全国4位の高い水準にあり、雇用率達成企業の割合においても53.5%（全国44.7%）と前年比で2.2ポイント上昇しています。

2 法定雇用率未達成の企業等に対して、職員による事業所訪問など、積極的な指導を実施します。
特に、「0人雇用企業」を重点対象とし、効果的な指導を行います。

3 ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関等の関係機関が連携する「チーム支援」により、就労準備から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、職場実習、就労支援セミナー等の事業を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を促進します。

第7 公的職業訓練を活用した能力開発による就職を支援します

地域の産業に必要な人材を育成するための職業訓練機会を確保するため、労働局やハローワークでは、職業訓練情報の収集や提供を行います。また、ハローワークでは、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、求職者の適性・能力を踏まえ、公共職業訓練や求職者支援訓練の受講機会を提供して、求職者の職業能力開発を支援するとともに、訓練期間中及び訓練終了後には就職に向けたきめ細かな支援を実施します。



第8 安心して働ける雇用環境を整備します

- 1 非正規雇用労働者の対策として、公共職業訓練や求職者支援制度を活用し職業キャリアの形成を支援します。また、事業主の取組みを促進するキャリアアップ助成金等の積極的な活用を推進します。
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣元・派遣先に対して的確かつ厳正な指導監督を実施します。
- 3 雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・再就職援助に努めるとともに、通訳の配置によりきめ細かな職業情報の提供・相談を行います。

第9 生活保護受給者等の自立を支援します

生活保護受給者、児童手当受給者などの生活困窮者の就労による自立を支援するため、ハローワークは、福祉事務所などでの出張職業相談や地方自治体とのチームによる支援のほか、就職者に対するフォローアップを行うなど、ハローワークと地方自治体が連携して就労支援を行います。

また、本年4月から施行される「生活困窮者等自立支援法」に伴い地方自治体を実施する支援に局とハローワークは、連携・協力し、生活困窮者の就労による自立を支援します。



Ⅱ 安心・安全に働くことのできる労働環境整備

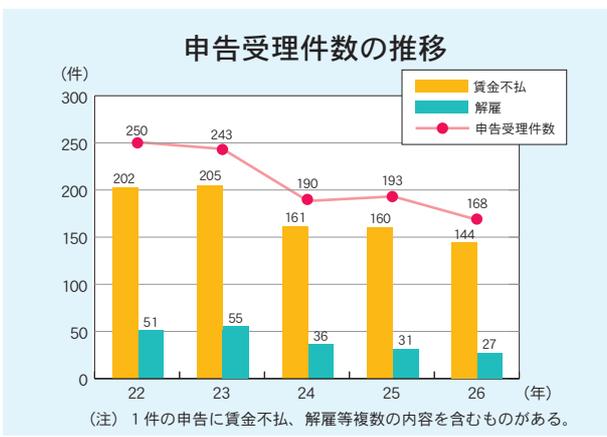
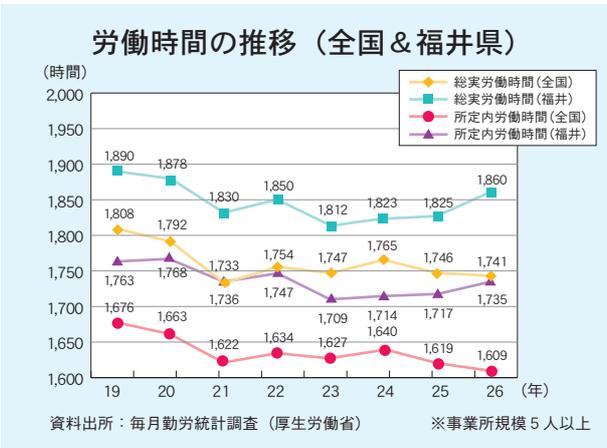
第1 職場における法定労働条件の確保を図ります

1 福井県の労働時間は全国と比較して長くなっています。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を徹底するため、事業場に対する監督指導等により、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、その意義について周知啓発を図るとともに、働き方・休み方の見直しの取組について企業への働きかけを行います。

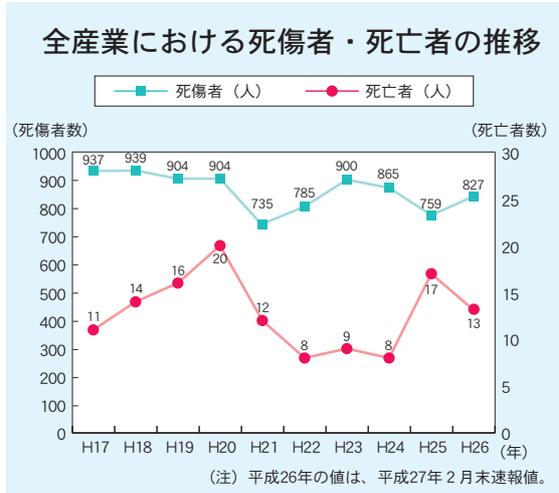
2 労働基準監督署では、働く人々から寄せられる労働基準関係法令違反に係る申告に基づく監督指導も行っています。申告は、賃金不払に係るものが多数を占めています。



第2 働く人にかげがえのない、かつ尊重すべき、職場の安全と健康確保対策を進めます

1 昨年大幅に増加した労働災害の減少に向け、第三次産業、道路貨物運送業、製造業、建設業を重点に労働災害防止対策を推進していきます。

また、昨年改正された労働安全衛生法について、その円滑な運用を実現し、第12次労働災害防止推進計画の目標達成を見据え、職場の安全と健康確保対策を着実に推進していきます。



第12次労働災害防止推進計画の主な目標 (期間：平成25年～29年)

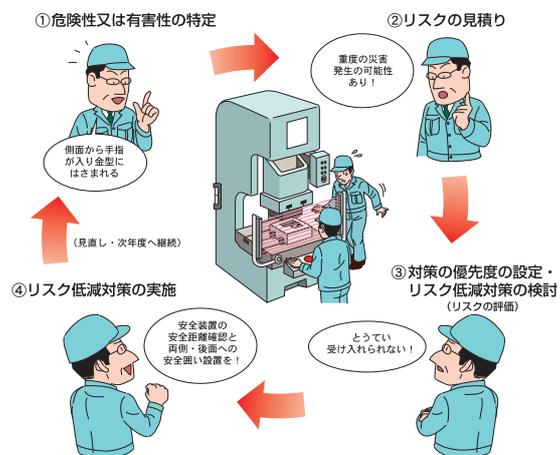
- 死亡者数について、平成29年までに、平成24年比で15%以上減少
- 死傷者数（休業4日以上）について、平成29年までに、平成24年比で15%以上減少
- 中小規模事業場へのメンタルヘルス対策の更なる取組の促進
- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの更なる導入の促進

2 職場の安全確保対策を推進します。

- (1) 昨年発生した労働災害の中で最多の割合を占めた転倒災害について、その対策を推進します。特に、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」及び「冬季無災害運動」を効果的に展開し、指導を徹底していきます。
- (2) リスクアセスメントの導入を推進します。特に、労働安全衛生法の改正により、新たにリスクアセスメントの実施対象となる事業場に対して、指導を徹底していきます。
- (3) 化学物質による健康障害防止対策を推進します。特に、化学物質の取扱い事業場に対して、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を指導していきます。



リスクアセスメントの主な実施手順



3 労働者の健康確保対策を推進します。

- (1) メンタルヘルス対策の積極的な取組を推進します。特に、労働安全衛生法の改正により、新たに創設されたストレスチェック制度に関して、指導を徹底していきます。また、過重労働等による健康障害防止対策を推進します。
- (2) 受動喫煙防止対策を推進します。特に、労働安全衛生法の改正により、受動喫煙防止

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト
「こころの耳」

「こころの耳」は、インターネットによる情報提供の窓口です。

あなたは一人ではありません。あなたの力になる情報や場所、人を一緒に探しましょう。

<http://kokoro.mhlw.go.jp> こころの耳で検索

対策の措置が努力義務となることから、受動喫煙防止対策助成金や相談等の支援事業の利用促進を図りながら、指導を徹底していきます。

- (3) 腰痛、熱中症を始めとする職業性疾病の予防対策を推進します。



第3 最低賃金制度の適切な運営を図ります

最低賃金制度は、賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

また、賃金引上げに取り組む中小企業に対する支援事業として「全国最低賃金総合電話相談センター」、 「福井県最低賃金総合相談支援センター」及び「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」の活用を促進します。

福井県最低賃金

平成26年10月4日から
時間額716円

福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
ただし、次の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

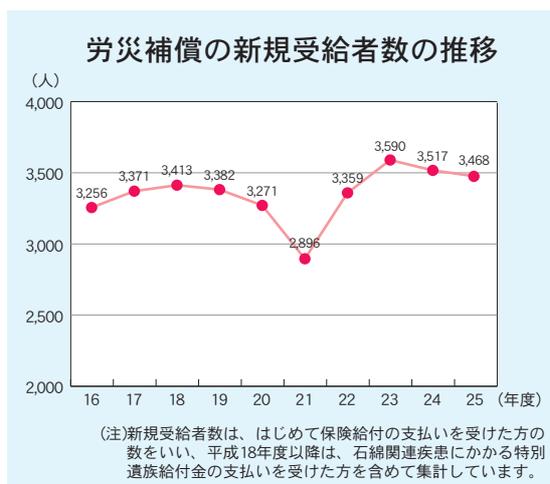
福 井 県 内 の 特 定 最 低 賃 金		
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	732円	平成26年12月24日から
繊維機械、金属加工機械製造業	810円	
電気機械器具製造業（略称）	776円	
百貨店、総合スーパー	773円	
各種商品小売業	750円	平成23年12月24日から

第4 労災補償対策を推進します

1 労災保険給付の新規受給者数は近年では3,500人前後と高い水準となっています。労災保険給付にあつては、迅速・適正な処理を行います。

特に、社会的関心が高い脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

2 石綿関連疾患に関する労災補償制度等については、がん診療連携拠点病院等への労災請求の勧奨など、更なる周知徹底を図ります。



第5 原子力発電所等に対する総合的な対策を進めます

1 放射線被ばく管理の強化を含めた安全衛生管理の徹底を図るため、

- ① リスクアセスメント等の適正な実施
 - ② 元方事業者による総合的な作業管理の徹底
 - ③ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- 等を図ります。

また、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。

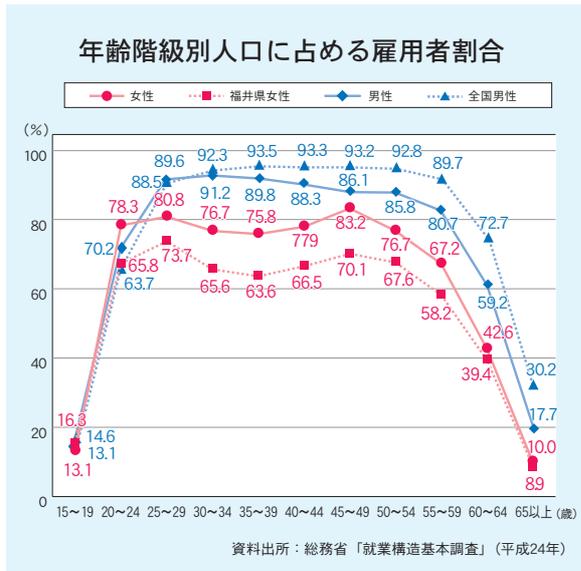
2 東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえ、緊急作業実施時における適正な被ばく管理、健康管理を実施するための準備の促進を図ります。

Ⅲ 均等・均衡待遇と多様な働き方の実現

第1 男女雇用機会均等確保対策を推進します

- 1 福井県は、女性の平均勤続年数、夫婦の共働き率等は全国平均を上回っているものの、その一方で、管理職の女性割合は全国平均を下回るなど、課題もみられます。

政府の成長戦略の中核と位置づけられている女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業における具体的取組を促進する必要があります。



管理的職業従事者に占める女性の割合

女性の割合の高い方からの順位	都道府県名	管理職総数 (人)	女性 (人)	女性の割合 (%)
1	高知県	7,400	1,600	21.6
2	青森県	12,000	2,300	19.2
3	和歌山県	9,400	1,700	18.1
4	熊本県	18,000	3,100	17.2
5	京都府	25,600	4,400	17.2
6	岡山県	19,300	3,300	17.1
7	徳島県	8,300	1,400	16.9
8	広島県	27,700	4,500	16.2
9	長崎県	12,400	2,000	16.1
10	大阪府	103,300	16,300	15.8
36	富山県	10,900	1,200	11.0
42	福井県	9,300	900	9.7
43	石川県	12,700	1,000	7.9
	全国	1,361,800	179,800	13.2

資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

- 2 企業における雇用管理の実態を的確に把握するため、男女雇用機会均等法に基づく報告の徴収を計画的に実施し、違反が認められた場合には速やかに是正を図ります。

妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いについて、法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主へ報告徴収・是正指導等を行います。

労働者等から相談が寄せられた場合には、紛争解決援助制度により、その解決を図ります。

- 3 企業が自社の女性活躍に係る状況把握や課題解決のための具体的な取組を行うことができるよう必要な助言、情報提供を行い、併せて、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の活用を促し、女性の活躍状況の情報開示を勧奨します。

企業への働きかけにあたっては、「ポジティブ・アクション加速化助成金」等、企業の取組を支援するツールの周知を行います。

また、女性の活躍を推進している企業を公募し、「均等・両立推進企業」として表彰します。

このほか、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が成立した場合には、円滑な施行に向け周知を行います。



ポジティブ・アクションに取り組んでいます

ポジティブ・アクションのシンボルマーク「きらら」です。マークの作成趣旨に賛同する企業・労使団体等が自由に利用できます。

第2 仕事と家庭の両立支援対策を推進します

- 1 企業規模が小さくなるほど育児休業制度等の規定率が低く、育児休業の取得率も低い傾向にあります。また、パートタイム労働者等の非正規労働者は、正社員に比べ出産前後の退職者割合が高い状況にあります。

このため、引き続き仕事と家庭が両立できる職場環境整備を推進する必要があります。

- 2 中小企業においても育児・介護休業法に基づく制度が定着するよう、指導等を計画的に実施するとともに、非正規労働者の育児休業取得要件等の周知を図ります。

また、育児休業・介護休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いについては、紛争解決援助制度によりその解決を図るとともに、法違反が認められる場合は事業主へ指導を行います。

- 3 企業に対して、男女ともに両立支援制度を利用しやすい環境づくりのための情報提供を行うとともに、男性の育児休業の取得促進を図ります。

また、両立支援等助成金の活用促進や「均等・両立推進企業」表彰の実施により、企業の自主的な取組を促します。

- 4 平成27年4月1日から改正次世代育成支援対策推進法が施行されます。

改正後のくるみん認定基準及び新たに設けられたプラチナくるみん認定基準について周知を図るとともに、企業が認定を目指して取組を進めるよう働きかけを行います。

また、認定マークの認知度の向上のため、広く県民に対して周知を行います。



行動計画を策定し、計画目標達成等の認定基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、「くるみん」マーク（左）を取得できます。このマークを付けている企業には、男女ともに育児休業等の利用者がいます。

また、認定企業のうち、さらに進んだ取組を行い、特例認定基準を満たした企業は、「プラチナくるみん」マーク（右）を取得できます。

認定マークを商品、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることで、企業イメージの向上、優秀な従業員の採用、定着が期待できます。

第3 パートタイム労働対策を推進します

1 パートタイム労働者数は年々増加しています。

こうした中、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った均等・均衡な待遇を確保するとともに、正社員への転換を推進し、その能力を一層有効に発揮できる雇用環境を整備する必要があります。

2 パートタイム労働法に基づく報告の徴収を実施し、パートタイム労働者がその働き・貢献に応じて正社員との均

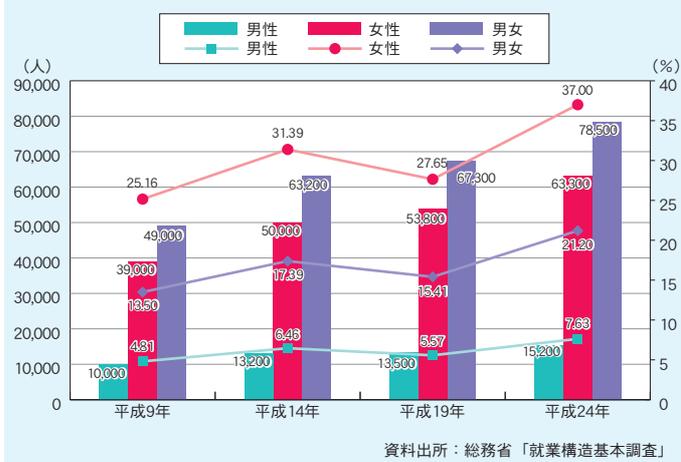
等・均衡な待遇が図られるよう、指導等を通じパートタイム労働者の雇用管理改善を図ります。

また、平成27年4月1日から施行される改正パートタイム労働法について、引き続き改正内容を中心に周知を図ります。

3 「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）」、「パートタイム労働者活躍推進企業宣言」の活用を促し、また、これらの情報を総合的に提供する「パート労働ポータルサイト」の周知を行います。

併せて、雇用均等コンサルタントによる職務分析・職務評価の導入支援を行います。

福井県におけるパート労働者数及び雇用者に占めるパート労働者割合の推移



Ⅳ 労働保険制度の円滑な運営

1 労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成27年度の労働保険年度更新期間は、6月1日(月)～7月10日(金)であり、効果的な周知・広報に努めます。

労働保険料の口座振替制度について、積極的に周知し、利用促進を図ります。

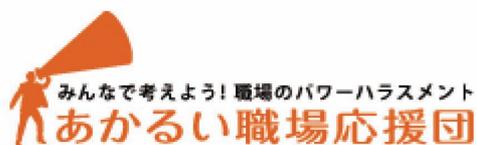
2 労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、労働保険加入促進業務の受託団体（一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福井支部）及び関係行政機関との密接な連携の下に、未手続事業の積極的な解消に努めます。

労働保険適用事業場数の推移 (単位：件)

年度	個別事業場	委託事業場	合計
平成25年度	13,610	11,425	25,035
平成24年度	13,405	11,385	24,790

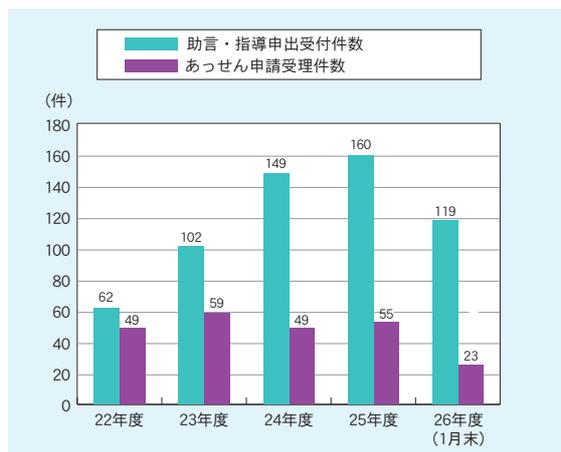
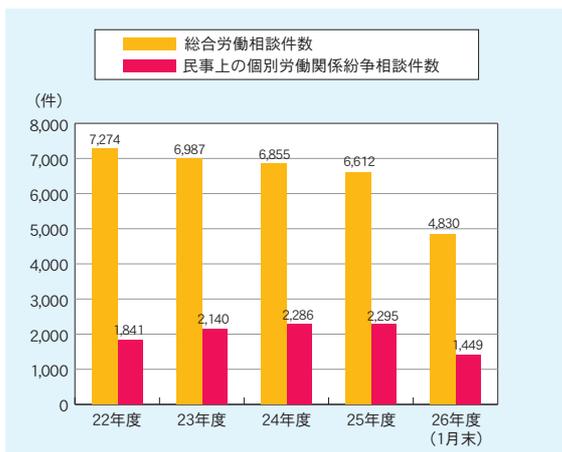
V 個別労働関係紛争の解決の促進

- 1 解雇、労働条件引下げに関する相談や近年増加する職場でのいじめ・嫌がらせ、退職に際してのトラブルに関する相談など労働問題のあらゆる分野の相談に、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。また、これらの問題発生の予防に向けた取組を促進するための周知を図ります。
- 2 民事上の個別労働関係紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。



職場のいじめや嫌がらせに悩む職場が増えてきています。これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」にて情報を提供中
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>



VI 原子力発電所の停止に伴う嶺南地域に対する雇用対策

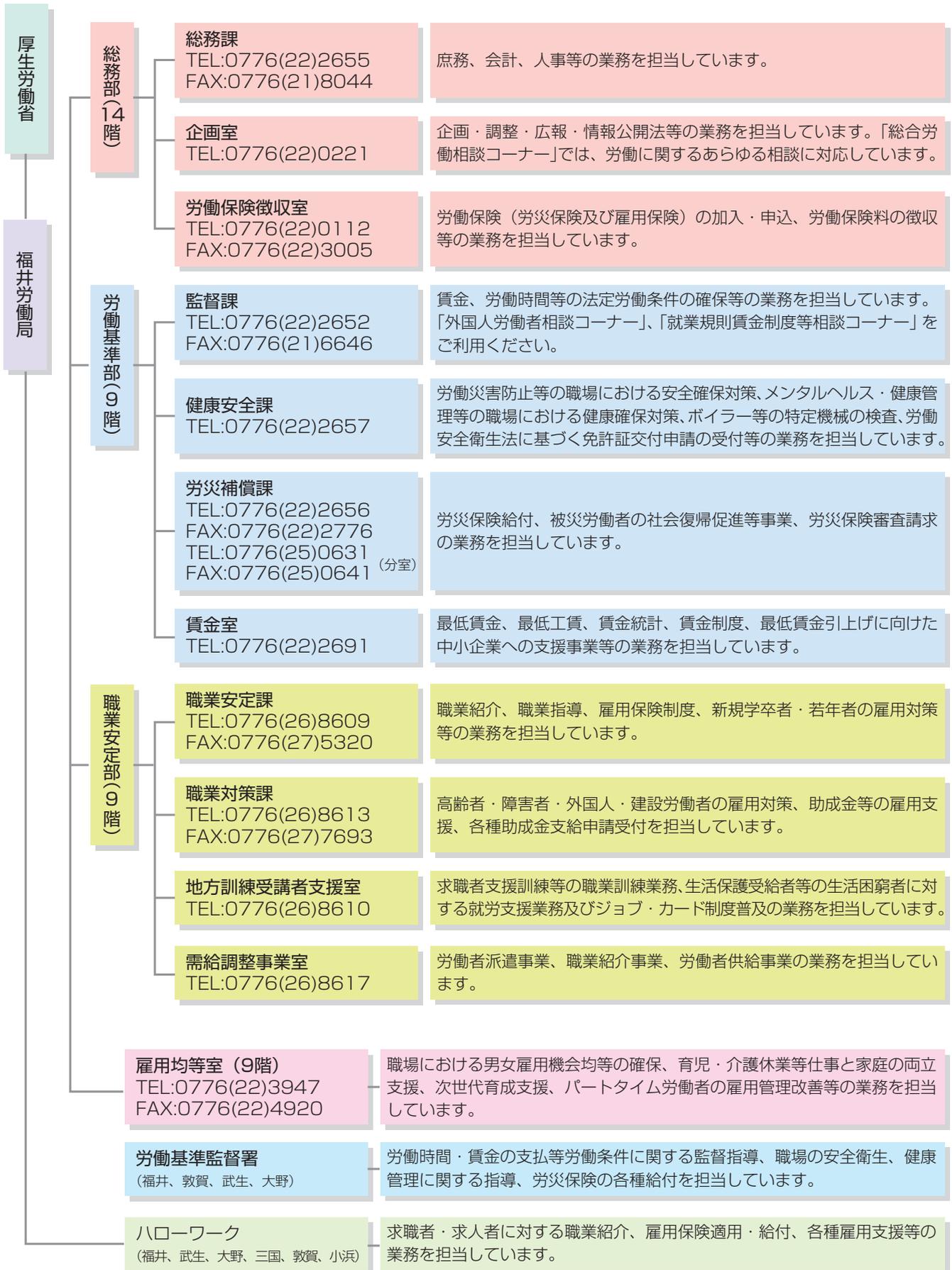
原子力発電所の運転停止が長期化しており、雇用への影響が懸念されていることから、嶺南地域のハローワークに特別相談窓口を引き続いて開設し雇用に関する相談に応じるとともに、事業主の方々には、雇用調整助成金等の活用による雇用維持を図ります。

また、離職を余儀なくされたの方々には、担当者制によるマンツーマン支援を積極的に実施し、早期再就職の促進を図ります。

福井労働局の組織と主な業務 (福井労働局は3部1室で構成し、労働基準監督署(4署)、ハローワーク(6所)があります。)

所在地 : 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎(9階、14階)

労災補償課分室所在地 : 〒910-0006 福井市中央3丁目1-5 三谷中央ビル7階



労働基準監督署

福井労働基準監督署

〒910-0842 福井市開発1-121-5
TEL 0776(54)7722 FAX 0776(54)6161

敦賀労働基準監督署

〒914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3敦賀駅前合同庁舎
TEL 0770(22)0745 FAX 0770(22)1019

武生労働基準監督署

〒915-0814 越前市中央1-6-4
TEL 0778(23)1440 FAX 0778(23)6254

大野労働基準監督署

〒912-0052 大野市弥生町1-31
TEL 0779(66)3838 FAX 0779(66)3817

ハローワーク

ハローワーク福井

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1
TEL 0776(52)8150 FAX 0776(52)8168

◎ハローワーク福井マザーズコーナー

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1
TEL 0776(52)8157 FAX 0776(52)8167

◎福井ヤングハローワーク

〒918-8580 福井市西木田2-8-1
福井商工会議所ビル1階
TEL 0776(34)4700 FAX 0776(32)4520

ハローワーク武生

〒915-0814 越前市中央2-8-23
TEL 0778(22)4078 FAX 0778(22)8830

◎ハローワークプラザさばえ

〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1
嚮陽会館1階
TEL 0778(51)8800 FAX 0778(51)8238

◎ハローワークたけふマザーズコーナー

〒916-0027 鯖江市桜町2-7-1
嚮陽会館1階
TEL 0778(51)8821 FAX 0778(51)8238

ハローワーク大野

〒912-0087 大野市城町8-5
TEL 0779(66)2408 FAX 0779(66)3332

◎勝山市地域職業相談室

〒911-0811 勝山市片瀬町1-402
勝山市市民交流センター2階
TEL 0779(88)1286 FAX 0779(87)0720

ハローワーク三国

〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1
TEL 0776(81)3262 FAX 0776(82)4307

ハローワーク敦賀

〒914-8609 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎
TEL 0770(22)4220 FAX 0770(22)2212

ハローワーク小浜

〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎
TEL 0770(52)1260 FAX 0770(52)6814

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談に面談あるいは電話でお受けいたしております。

福井労働局総合労働相談コーナー	TEL 0776-22-3363
福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）	TEL 0776-54-6167
敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）	TEL 0770-22-0745
武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）	TEL 0778-23-1440
大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）	TEL 0779-66-3838

ご存知ですか？

福井労働局のホームページ！

福井労働局では、法令・通達等の改正の情報、月ごとの雇用失業情勢や労働災害発生状況等の速報等、福井労働局で発表している最新の情報をホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

アドレス <http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> に
今すぐアクセス！！

あなたのパソコンの
お気に入りに
追加して下さい。

最新の情報やイベントをいち早くご案内いたします。

最新の福井県内の雇用失業情勢がご覧いただけます。

各種様式のダウンロードができます。

労働関係法令の改正等をご案内いたします。

雇用失業情勢 (PDF)	労働市場月報 (PDF)	新卒者数 (PDF)
平成26年1月	平成26年1月	平成26年1月
平成25年12月	平成25年12月	平成25年12月
平成25年11月	平成25年11月	平成25年11月
平成25年10月	平成25年10月	平成25年10月
平成25年9月	平成25年9月	平成25年9月
平成25年8月	平成25年8月	平成25年8月
平成25年7月	平成25年7月	平成25年7月
平成25年6月	平成25年6月	平成25年6月
平成25年5月	平成25年5月	平成25年5月
平成25年4月	平成25年4月	平成25年4月
平成25年3月	平成25年3月	平成25年3月
平成25年2月	平成25年2月	平成25年2月
平成25年1月	平成25年1月	平成25年1月

厚生労働省人事労務マガジン <http://merumaga.mhlw.go.jp/> の登録もお願いします！！

厚生労働省から、雇用情勢や法律改正、労務管理全般など企業の皆さまのお役に立てる最新情報をメール配信します。(登録・配信無料) 上記の○福井労働局ホームページ ○厚生労働省ホームページからも登録できます。